

平成18年7月25日
内閣官房情報セキュリティセンター (NISC)

第7回情報セキュリティ政策会議の開催について

1. 第7回情報セキュリティ政策会議での決定事項等

本日、「情報セキュリティ政策会議」(議長;内閣官房長官)の第7回会合が開催され、

- (1) 情報セキュリティ政策に関する本年度の重点施策とその推進体制について検討が行われ、「企業・個人評価指標専門委員会」、「人材育成・資格制度体系化専門委員会」及び「政府機関評価指標専門委員会」の設置についての政策会議決定がなされました。
- (2) また、「府省庁の情報セキュリティ対策の実施状況に関する重点検査及び評価結果(平成18年度第1回重点検査の評価結果)」について、報告がなされました。

2. 情報セキュリティ政策に関する本年度の重点施策とその推進体制について

(1) 検討の内容(別紙1-1及び別紙1-2参照)

情報セキュリティ政策に関する本年度の重点施策とその推進体制について検討が行われ、今年度は、「企業・個人評価指標専門委員会」、「人材育成・資格制度体系化専門委員会」及び「政府機関評価指標専門委員会」の3つの専門委員会を新たに設置することが決定され、既存の「技術戦略専門委員会」及び「重要インフラ専門委員会」と合わせて、5つの専門委員会を運営することにより戦略の検討を進めていくこととなりました。新設の専門委員会の任務は次のとおりです。

ア) 企業・個人評価指標専門委員会(別紙1-3参照)

企業及び個人の対策実施領域における情報セキュリティ対策の評価指標に係る事項について調査検討を行う。

イ) 人材育成・資格制度体系化専門委員会(別紙1-4参照)

情報セキュリティに関する人材の育成及び資格制度の体系化に係る事項につ

いて調査検討を行う。

ウ) 政府機関評価指標専門委員会(別紙1 - 5参照)

政府機関の対策実施領域における情報セキュリティ対策の評価指標に係る事項について調査検討を行う。

各専門委員会における検討状況は、内閣官房情報セキュリティセンターのホームページ(<http://www.nisc.go.jp/>)において公表していく予定です。

(2) 今後の展開

専門委員会における検討結果については、情報セキュリティ政策会議に報告する予定です。

3. 府省庁の情報セキュリティ対策の実施状況に関する重点検査及び評価結果(平成18年度第1回重点検査の評価結果)について

本日、政策会議に報告があった「府省庁の情報セキュリティ対策の実施状況に関する重点検査及び評価結果(平成18年度第1回重点検査の評価結果)」の概要は以下のとおりです。

(1) 端末及びウェブサーバに関する情報セキュリティ対策の総合評価(別紙2 - 1及び2 - 2参照)

各府省庁の端末及びウェブサーバに関する情報セキュリティ対策の実施状況について重点検査を行い、各府省庁別に対策実施状況(平成18年3月末時点)をAからDまでの4段階で評価しました。

端末については、不正プログラム対策、情報保護対策及び端末管理の3つの観点から、ウェブサーバについては、不正プログラム対策、不正アクセス対策、情報保護対策及びサーバ管理の4つの観点から、それぞれ評価を行いました。

評価結果については別紙2 - 1のとおりです。

(2) 情報管理に係る対策の強化・改善について(別紙2 - 3参照)

本年3月、内閣官房長官から、各府省庁に対し、政府職員の情報管理の徹底について厳しく指示があったところ、これを受けて、情報管理に係る対策の強化・改善のため、本年7月までに各府省庁が実施した取組み等について報告されました。

(3) 今後の展開

今後、各府省庁において、政府機関統一基準(平成 17 年 12 月 13 日情報セキュリティ政策会議決定)に基づく、「計画(Plan) - 実行(Do) - 評価(Check) - 措置(Act)」といういわゆるPDCAサイクルを着実に実施していくことなどにより、早急に政府機関における情報セキュリティ対策の改善・強化に取り組んでいきます。

「政府機関統一基準(平成 17 年 12 月 13 日情報セキュリティ政策会議決定)」の具体的な内容につきましては内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)ホームページ(<http://www.nisc.go.jp/>)において公表していますのでご参照下さい。

【本件に関する問い合わせ先】

内閣官房情報セキュリティセンター

山口補佐官、小林参事官、中田参事官補佐

電話 03-3581-3768(センター代表)

「情報セキュリティ政策会議」は、平成 17 年 5 月 30 日のIT戦略本部決定によって設置されました(<http://www.nisc.go.jp/press/pdf/050530seisaku-press.pdf>)。本日の会議資料は、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)ホームページ(<http://www.nisc.go.jp/>)において公表しています。また本日の議事要旨を同ホームページにて後日公表いたします。

本年度の重点施策とその推進体制について

◆全体戦略

- 「セキュア・ジャパン 2006」の推進
 - ・ 高セキュリティ機能を実現する次世代OS環境(セキュアVM)の開発
 - ・ 普及啓発プロジェクト(「情報セキュリティの日」等)
- 戦略の検討
 - ・ 評価指標の確立
 - ・ 人材育成・教育のあり方検討
 - ・ 研究開発・技術開発投資のあり方の検討

企業・個人評価指標
専門委員会
(新設)

人材育成・資格制度
体系化専門委員会
(新設)

技術戦略専門委員会
(再開)

◆政府機関の対策

- 政府機関統一基準関連
 - ・ 政府機関統一基準に基づいた重点検査・評価の実施(PDCAの確立)
 - ・ 政府機関統一基準の見直し
- 政府機関分野における評価指標の確立
- サイバー攻撃等に対する緊急対応能力強化
 - ・ GSOC (Government Security Operation Coordination team) の整備

政府機関評価指標
専門委員会
(新設)

◆重要インフラの対策

- 安全基準等の整備
- 各分野における情報共有・分析機能の整備
- 相互依存性解析の実施
- 分野横断的演習の実施

重要インフラ専門委員会
(継続)

今年度運営する専門委員会

専門委員会の名称	検討期間(予定)	検討事項
企業・個人評価指標 専門委員会	8月上旬 ～10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・企業分野における評価指標の検討 ・個人分野における評価指標の検討
人材育成・資格制度体系化 専門委員会	8月下旬 ～11月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する資格制度の体系化 ・政府機関における人材育成方策等 ・戦略的な人材育成方策の検討
技術戦略専門委員会	9月中旬 ～1月	<ul style="list-style-type: none"> ・投資領域設定の継続的見直し構造の実現 ・調達を通して成果を活用するガイドライン策定の検討 ・「グランドチャレンジ型」テーマ検討の場の設置
政府機関評価指標 専門委員会	8月下旬 ～11月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・政府機関分野における評価指標の検討
重要インフラ専門委員会	6月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・安全基準等の整備 ・各分野における情報共有・分析機能の整備 ・相互依存性解析の実施 ・分野横断的演習の実施 ・重要インフラ分野における評価指標の検討

(注) 黄色は、新設する委員会。その他は、再開又は継続する委員会

企業・個人評価指標専門委員会の設置について

平成18年7月25日
情報セキュリティ政策会議決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）における情報セキュリティ問題全体を俯瞰した我が国としての中長期的な基本戦略に関する当面の審議の充実に資するため、政策会議に、特定の事項の調査検討を行う専門委員会として、企業・個人評価指標専門委員会を置く。
- 2 企業・個人評価指標専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、企業及び個人の対策実施領域における情報セキュリティ対策の評価指標に係る事項について調査検討を行う。
- 3 専門委員会の委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって政策会議の議長が委嘱した者とする。
- 4 専門委員会の委員長は、その委員の互選により決する。
- 5 専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の委員以外の者に対し、専門委員会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 専門委員会の庶務は、警察庁、防衛庁、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各号に掲げるもののほか、専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は専門委員会の委員長が定める。

人材育成・資格制度体系化専門委員会の設置について

平成18年7月25日
情報セキュリティ政策会議決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）における情報セキュリティ問題全体を俯瞰した我が国としての中長期的な基本戦略に関する当面の審議の充実に資するため、政策会議に、特定の事項の調査検討を行う専門委員会として、人材育成・資格制度体系化専門委員会を置く。
- 2 人材育成・資格制度体系化専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、情報セキュリティに関する人材の育成及び資格制度の体系化に係る事項について調査検討を行う。
- 3 専門委員会の委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって政策会議の議長が委嘱した者とする。
- 4 専門委員会の委員長は、その委員の互選により決する。
- 5 専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の委員以外の者に対し、専門委員会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 専門委員会の庶務は、警察庁、防衛庁、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各号に掲げるもののほか、専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は専門委員会の委員長が定める。

政府機関評価指標専門委員会の設置について

平成18年7月25日
情報セキュリティ政策会議決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）における情報セキュリティ問題全体を俯瞰した我が国としての中長期的な基本戦略に関する当面の審議の充実に資するため、政策会議に、特定の事項の調査検討を行う専門委員会として、政府機関評価指標専門委員会を置く。
- 2 政府機関評価指標専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、政府機関の対策実施領域における情報セキュリティ対策の評価指標に係る事項について調査検討を行う。
- 3 専門委員会の委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって政策会議の議長が委嘱した者とする。
- 4 専門委員会の委員長は、その委員の互選により決する。
- 5 専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の委員以外の者に対し、専門委員会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 専門委員会の庶務は、警察庁、防衛庁、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各号に掲げるもののほか、専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は専門委員会の委員長が定める。

端末及びウェブサーバに関する情報セキュリティ対策の総合評価



重点検査の項目	
端末に関する重点検査項目	
不正プログラム対策	<ul style="list-style-type: none"> OSのパッチ等の適用状況 主要APのパッチ等の適用状況 アンチウィルスソフトの運用状況
情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> モバイルPCの暗号化機能の運用状況
端末管理	<ul style="list-style-type: none"> 端末の物理的対策状況
ウェブサーバに関する重点検査項目	
不正プログラム対策	<ul style="list-style-type: none"> OSのパッチ等の適用状況 ウェブサーバAPのパッチ等の適用状況等
不正アクセス対策	<ul style="list-style-type: none"> 不正アクセス対策状況
情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する権限管理等の実施状況
サーバ管理	<ul style="list-style-type: none"> 管理者に対する権限管理等の実施状況 データ復旧対策状況

・府省庁の調査に基づく結果
 ・平成18年3月末時点

総合評価	端 末	ウェブサーバ
内閣官房	B	B
内閣法制局	C	B
人事院	C	B
内閣府	C	C
宮内庁	D	C
公正取引委員会	C	A
警察庁	D	B
防衛庁	C	B
金融庁	B	B
総務省	C	B
外務省	D	B
法務省	D	C
財務省	C	B
文部科学省	C	B
厚生労働省	D	B
農林水産省	C	B
経済産業省	C	B
国土交通省	D	C
環境省	B	B

評価	実施率	評価	実施率	評価	実施率	評価	実施率
A	x = 100%	B	80% x < 100%	C	60% x < 80%	D	x < 60%

別紙2-1

政府機関の情報セキュリティ対策の総合評価の見方について

評価	実施率	対策状況	個別対策項目についての 評価パターン例
A	100%	適切に実施すべき対策について、 すべての項目で統一基準に準拠した対策が実施 されている。	<p>100% 100% 100%</p> <p>対策1 対策2 対策3</p>
B	80% $x < 100\%$	適切に実施すべき対策について、 概ねすべての項目で統一基準に準拠した対策が実施 されているが、 一部の項目で不十分なものが含まれている 。	<p>100% 100% 70% 90% 90% 90%</p> <p>対策1 対策2 対策3 対策1 対策2 対策3</p>
C	60% $x < 80\%$	適切に実施すべき対策について、 不備の項目が一部に見られるなど、対策が遅れている 。	<p>100% 100% 0% 100% 60% 50%</p> <p>対策1 対策2 対策3 対策1 対策2 対策3</p>
D	60%未満	適切に実施すべき対策について、 不備の項目が相当数、見られるなど、対策が著しく遅れている 。	<p>100% 50% 20% 60% 40% 0%</p> <p>対策1 対策2 対策3 対策1 対策2 対策3</p>

別紙 2 - 2

情報管理に係る対策の強化・改善について

【背景】

政府機関の職員が自宅に持ち帰った**業務資料がwinny等を利用する私物パソコン等を介してインターネット上に流出**する事案等が発生
3月9日の事務次官等会議等において**内閣官房長官から政府機関職員一人ひとりにまで情報管理が徹底されるよう、厳しく指示**

【各府省庁における取組み】

【これまでの措置】

(平成18年7月までに実施した措置)

(緊急措置)

部内会議、電子メール、電子掲示板等を活用し、**全職員に対し注意喚起を実施**(全府省庁)
相談窓口の設置(全府省庁) 19府省庁

(現状把握)

行政情報の持ち出しの有無、理由等について、**アンケート等による調査を実施**(16府省庁)
私物パソコンの利用の有無、理由等について、**アンケート等による調査を実施**(15府省庁)
(未実施の府省庁においては省庁基準に基づく自己点検の際に把握予定)

(関係規定の整備等)

政府機関統一基準に準拠した**省庁基準の策定**(全府省庁)
府省庁支給以外の情報システムの利用に係る実施手順の策定(12府省庁)、**策定予定(6府省庁)**
(1府省庁については、府省庁支給以外の情報システムの利用を完全に禁止のため策定せず)
(府省庁外における情報処理に係る実施手順の策定(9府省庁)、策定予定(9府省庁))
(1府省庁については、府省庁外における情報処理を完全に禁止のため、策定せず)

(その他の実施事項)

私物パソコン利用の削減又は禁止のための**パソコン整備**(11府省庁(整備予定を含む))
Winnyの不使用や削除を所属長あて**確認書(宣誓書)で確認**(3府省庁)
資産管理ソフトやアクセスログ管理サーバの整備等による**監視機能の導入**(7府省庁)

早急な対応を継続して要請

【今後の措置】

自己点検等により、**継続して取組みを徹底**

【NISCにおける取組み】

【これまでの措置】

平成17年12月

情報流出防止対策に係る注意喚起(文書)

平成18年2月

Winnyの機能を悪用した情報流出に係る注意喚起(文書)

平成18年3月

適切な情報管理の徹底を依頼(文書)

平成18年5月

府省庁支給以外の情報システムによる情報処理に係るマニュアルの発出

【今後の措置】

各府省庁の実施状況を把握し、**一過性のものとせず一層の徹底を推進**